

第437回神奈川地方最低賃金審議会
議 事 錄

1 日時 令和7年8月8日（金）午前10時56分から午前11時50分まで

2 場所 横浜第2合同庁舎1階 共用第2会議室

3 出席者（五十音順）

公益代表委員 赤羽淳、大田博樹、加藤香織、芳野直子
(欠席 高井文子)

労働者代表委員 阿部嘉弘、佐藤信也、佐俣光男、平山純子、山川眞一

使用者代表委員 粟原敏郎、白土博子、関口明彦、長谷川幹男、山本弘

4 議題

(1) 令和7年度神奈川県最低賃金専門部会報告について

(2) 神奈川県最低賃金の改正について

(3) その他

【事務局：最低賃金係長】

定刻より少し早いですが、皆様御着席されましたので、会議を始めさせていただきます。本日もお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

本審議会は公開することとされております。傍聴人は5名です。

傍聴人の方は、公開要項の規定に従い、携帯電話をマナーモードにするなど、円滑な議事進行に御協力いただきますよう、お願いいたします。

本日の出席状況は、15名の委員のうち、14名の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に基づきまして、本会議は有効に成立していることを御報告申し上げます。

本日の資料としては、神奈川県最低賃金専門部会長名の神奈川県最低賃金の改正決定に関する報告書の写しを配布しておりますので、御確認ください。

それでは、会長、よろしくお願ひします。

【会長】

それでは、第437回神奈川地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

まず、本日の議事録の確認についてですが、

私と

労働者側は、阿部委員

使用者側は、関口委員

よろしくお願ひします。

それでは早速、議事に入らせていただきます。

まず、神奈川県最低賃金の改正決定についてですが、本日まで専門部会において慎重な審議を重ねてまいりました。これについては「神奈川県最低賃金の改正決定に関する報告書」として取りまとめられております。その経過について、まず事務局から説明をお願いします。

【事務局：賃金室長】

はい。7月31日から本日まで、専門部会において精力的かつ慎重に審議を重ねた結果、労使の見解の一致をみて全会一致で賛成、という結果になり、今お配りしている「神奈川県最低賃金の改正決定に関する報告書」が取りまとめられております。

以上でございます。

【会長】

では、事務局で専門部会の報告書の読み上げをお願いします。

【事務局：最低賃金係長】

＜ 報告書を読み上げ ＞

【会長】

ただいまの専門部会の報告について、参加されていない委員の方も含めて何か御意見、御質問等がございますか。

【各委員】 (意見なし)

【会長】

よろしいでしょうか。

では、ここで採決をさせていただきます。

それでは、専門部会長報告書のとおり、時間額 1,225 円、引上げ額 63 円とすることについて賛成の方は挙手をお願いいたします。

【各委員】 (会長を除く出席委員全員が挙手)

【事務局：最低賃金係長】

13 名です。

【会長】

それでは反対の方は挙手をお願いします。

【各委員】 (挙手なし)

【事務局：最低賃金係長】

0 名です。

【会長】

それでは全会一致と認められますので、専門部会報告書のとおり、神奈川県最低賃金については時間額 1,225 円と決定させていただきます。

では、これを局長に答申するということになりますので事務局は案文を配布してください。

＜ 事務局から各委員へ答申案を配布 ＞

【会長】

それでは、事務局で読み上げをお願いします。

【事務局：賃金室長】

＜ 答申案を読み上げ ＞

【会長】

ただいまの答申文案について、何か御意見ございますでしょうか。

【各委員】 (意見なし)

【会長】

よろしいでしょうか。特に御意見がなければ、これで答申したいと思います。

それでは事務局は、準備をお願いします。

【事務局：賃金室長】

答申文のご用意をいたしますので 5 分ほどお待ちください。

【会長】

それでは、局長に答申したいと思います。

【事務局：最低賃金係長】

ここで局長から御挨拶させていただきます。

【局長】

神奈川県最低賃金の改正につきまして、ただいま答申をいただきました。一言御礼申し上げさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、また非常に暑い中、連日真摯に御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

今年度における神奈川県最低賃金の改正につきまして、7月3日の審議会で諮詢させていただきました。

その後、精力的に御審議を重ねられ、本日、答申をいただきましたことにつきまして、厚く御礼申し上げます。

当局といたしましては、10月4日の発効に向け、所要の手続に万全を期してまいります。

また、引き続き、中小企業・小規模事業者に対する支援の充実徹底を始めといたしまして、頂きました答申に記載されました各事項について、的確に対応してまいります。

委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場で、最低賃金額や各種支援策の周知など、最大限の御支援を賜りますよう、重ねてお願ひ申し上げます。

簡単ではございますが、これをもちまして挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

【会長】

それでは事務局から今後の発効までの手続等について説明をお願いします。

【事務局：賃金室長】

本日、答申要旨の公示を行います。公示期間は本日を含めて 16 日間でするので、異議申立ての期限は 8 月 25 日までとなります。

発効日については、異議申立てがあった場合の審議の結果にもよりますが、官報公示の手續を経て、公示 1 か月後に最低賃金の効力が発生します。

最短で手續が済みますと、9月4日に官報公示、法定発効日が 10 月 4 日となります。

【会長】

事務局は各手続等よろしくお願ひします。

そのほか、連絡事項はありますか。

【事務局：賃金室長】

次の審議会については、今説明したとおり異議申出があった場合に審議会を開催するという運びになります。

本日公示をしますと締切りが 25 日となりますので、その翌日の 8 月 26 日火曜日に審議会を予定したいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

なお。同じ日に、第 1 回の特別小委員会も開催いたします。小委員会の委員の皆様は出席をお願いいたします。

【会長】

では、以上をもちまして、第 437 回神奈川地方最低賃金審議会を閉会とさせていただきます。

委員の皆様には、御協力誠にありがとうございました。